

南箕輪村C Iデザインの民間企業等の使用に係る取扱要領

- 第1 C Iデザインのうち、シンボルマーク及びシンボル・ロゴタイプ（以下「シンボル・マーク等」という。）は、原則として企業等民間人も使用することができるものとする。
- 第2 企業等民間人（開発公社を除く。「以下民間企業等」という。）が、シンボル・マーク等を使用する場合には、あらかじめC Iデザイン使用届出書（様式第1号）を地域づくり推進課長へ提出させることとする。
- 第3 使用目的、使用方法等に支障がある場合には、地域づくり推進課長が必要な指示を与え、あるいはシンボル・マーク等の使用を差し止めることとする。
- 第4 民間企業等が、シンボル・マーク等を使用した場合には、C Iデザイン使用状況報告書（様式第2号）に写真を添付し提出させるものとする。
- 第5 民間企業等が、第2の届出をせず、あるいは第3の指示及び差止めに応じずにシンボル・マーク等を使用した場合には、村は、その民間企業等に損害賠償を求めることとする。

附 則

この要領は、平成20年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。